

消費者団体と COJ との連携

消費者機構日本(以下「COJ」)の設立時から関わっている東京消費者団体連絡センター(以下「連絡センター」)は、以来理事会メンバーを務め、一緒に消費者運動に携わってきました。私自身は、2008 年から 2014 年までの6年間、COJ の理事を務めました。

在任中の運動として、強く印象に残っているのは、「集团的消費者被害回復訴訟制度」実現に向けての粘り強い取り組みでした。

シンポジウムや院内集会、学習会、意見書の提出等の様々な取り組みに加えて、地方議会から国に意見書提出を求める運動にも力を入れました。

連絡センターは、COJ と一緒に東京都議会各会派への働きかけを行いました。連絡センターが毎年行なっている東京都予算への要望活動を通しての都議会各会派との接点も役立って、全国でもいち早く、都議会での全会一致の意見書採択実現につながりました。

COJ の理事会は、毎月夜 18 時から開催されます。差止め請求に関する議題を中心に、熱心な論議が展開されていましたが、内容が専門的であり、私自身はむしろ COJ と消費者団体としての関わりを模索しながら、理事会に臨んでいました。

不当な勧誘行為や契約書に潜む消費者に不利な条項の是正を求めて事業者に働きかける差止め請求権の行使は、消費者の権利を守る重要な活動ゆえに、もっと COJ の活動を周知出来ないか、消費者が活用出来ないかと、案じていました。

連絡センターには、都内を中心に約 20 の消費者団体が参加していますが、毎月の定例会で COJ に関する情報提供を続けてきました。

2014 年には、「くらしフェスタ東京」(東京都消費者月間)のメインイベントである交流フェスタ(新宿西口広場で毎年秋に開催)で、COJ 事務局を講師に前年に成立した「集团的消費者被害救済制度」の学習会を開催しました。そこから 2017 年には COJ 自体が東京都消費者月間の実行員会メンバーとなって、「消費者被害救済制度」の学習会開催へとつながりました。COJ の実行委員としての活動は現在も続いています。

秋の交流フェスタには毎年 40 余りの団体が出展し、1 万人を超える規模の都民参加があります。開かれた場での活動参加や幅広い連携は、COJ の活動、適格消費者団体の活動、消費者団体訴訟制度等を広めていく、有効な手立てだと思います。

活動から離れ、ニュースで最初の集団的消費者被害回復の訴訟が始まったことを知った時は、とても感慨深いものがありました。(2026年4月)



元東京消費者団体連絡センター
事務局長 矢野 洋子